

平成27年度 決算の概要 公立学校共済組合和歌山支部

組合員数・被扶養者数

組合員数(現職)は、27年度末10,600人で前年度より52人増。任意継続組合員は、27年度末390人で37人減となっています。

区分	男性	女性	合計	被扶養者数
組合員数(現職)	4,934人	5,666人	10,600人	8,539人
任意継続組合員数	195人	195人	390人	253人

短期経理

組合員とその被扶養者の病気、出産、死亡、その他災害等に関し給付を行う事業です。

組合員の掛金と地方公共団体からの負担金等で総額62億10万円の収入があり、これらの給付に要する費用は、31億2,723万円でした。

長期経理

組合員の退職後の生活の安定のため、退職共済年金、障害共済年金等の給付を行う事業です。

組合員の掛金と地方公共団体からの負担金、追加費用負担金等で総額179億89万円の収入があり、これらは給付に要する費用として本部へ送金しました。

住宅経理

地方公共団体が建設する教職員住宅に対して、共済組合の資金を投資するための経理です。教職員住宅の固定資産税等を和歌山県から一旦預かり支払いを行っています。

●教職員住宅総戸数 県と協力/209戸

貸付経理

組合員が、住宅の取得や被扶養者の教育等で資金が必要となったとき貸付けを行う経理です。

●貸付状況

種類	件数	金額
一般貸付け	43	55,220千円
住宅災害貸付け	0	0千円
住宅貸付け	7	50,840千円
教育貸付け	6	17,100千円
医療貸付け	1	600千円
結婚貸付け	1	1,000千円
葬祭貸付け	0	0千円
合計	58	124,760千円

宿泊経理

和歌山宿泊所「アバローム紀の国」・南紀保養所「サンかつうら」を運営するための経理です。

●施設状況

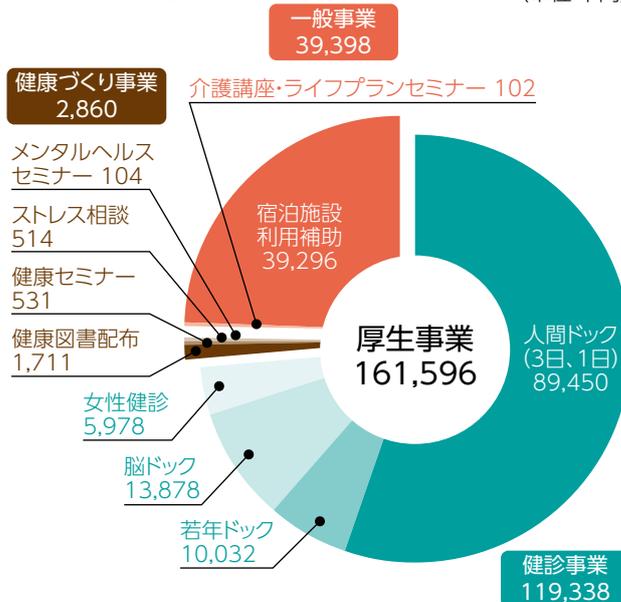
区分	アバローム紀の国	サンかつうら
利用人員	303,785人	21,116人
収入	1,341,381千円	148,667千円
支出	1,266,831千円	141,189千円
損益	74,550千円	7,478千円

保健経理

組合員の健康の保持増進、元気回復等を目的として行う事業です。これらの事業に要する費用は、組合員の掛金と地方公共団体の負担金及び人間ドック等の実績に基づく雇用主からの負担金により成り立っています。

●保健事業状況

(単位:千円)



平成28年度 健診事業(人間ドック等)受診決定状況

本年度は、申込資格者全員が受診決定となりました。

健診種別	決定者数
3日コース	253
1日コース	2,005
若年ドック	285
脳ドック	341
乳がん検診	833
子宮がん検診	751
合計	4,468

健診種別	決定者数
セルフケア(1日)	20
セルフケア(若年)	1
セルフケア(脳)	1
合計	22

※決定された方は、医療機関へ早めの予約をし、受診期間内に受診してください。



コーハーくんとスズちゃん
公立共済データヘルスのイメージキャラクターです

平成28年度4月から短期給付等の一部が変わります

傷病手当金と出産手当金の算定方法が変わります

①平成28年3月31日までの支給金額

$$\text{給付日額} = [\text{支給開始日の属する月の標準報酬月額}] \times \frac{1}{22} \times \frac{2}{3}$$



②平成28年4月1日からの支給金額

$$\text{給付日額} = [\text{支給開始日以前の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額の平均額}] \times \frac{1}{22} \times \frac{2}{3}$$

●支給開始日以前の標準報酬月額が12ヵ月未満の場合

- (ア) 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
- (イ) 支給開始日の属する年度の前年度の9月30日（平成28年度においては前年度の10月1日）での共済組合の標準報酬月額の平均額

※平成28年度の共済組合の標準報酬月額の平均額は440,000円です。

いずれか少ない方の額を使用して計算します

●支給開始日以前の標準報酬月額が12ヵ月以上ある場合 → ②の計算式になります。

(例) 支給開始日以前12ヵ月の標準報酬月額が複数ある場合

支給開始日の属する月 平成28年9月

標準報酬月額 360,000円（平成27年10月～平成28年8月）

380,000円（平成28年9月）

$$\begin{aligned} \text{給付日額} & 10,960円 \quad \text{算式} (360,000円 \times 11\text{ヵ月} + 380,000円 \times 1\text{ヶ月}) \times \frac{1}{12} \times \frac{1}{22} \div 16,440円 \\ & 16,440円 \times \frac{2}{3} = 10,960円 \quad (\text{円未満四捨五入}) \end{aligned}$$

経過措置

給付金の支給開始日が平成28年8月31日以前にある場合は、標準報酬月額が12ヵ月未満ですので、「支給開始日以前の標準報酬月額が12ヵ月未満の場合」の計算式を用います。

ただし、組合員期間が12ヵ月以上ある者は、給付金額が低く算定される可能性があるため、比較をせず、(ア)の計算方式で給付金を支給します。

●出産手当金とは

出産のために仕事を休み、報酬がもらえないとき産前42日（多胎妊娠の場合98日）産後56日の範囲内で、その間の生活保障として支給されます。

●傷病手当金とは

公務外の病気やケガの治療のために連続した3日を含み4日以上勤務を休んで報酬をもらっていないとき、その間の生活保障として1年6ヵ月を限度に支給されます。

平成28年度 和歌山支部業務担当一覧

担当班	担当業務
経理班 ☎073-441-3710	〈財形貯蓄〉、〈ストレス相談〉、〈教職員住宅の管理〉、〈児童手当〉
医療給付班 ☎073-441-3712	組合員証等の交付・返納、被扶養者の認定・取消、医療費の給付、各種給付金の支給（傷病手当金の給付を除く）、国民年金第3号の届出代行、登録口座管理、任意継続組合員
年金班 ☎073-441-3711	組合員の資格取得、年金業務（退職・障害・遺族年金に関する相談、手続等）（手続＝年金待機者登録・各種年金請求・転入及び転出）、傷病手当金の給付
健康厚生班 ☎073-441-3713	人間ドック等健診事業、健康セミナー等事業、特定健康診査、宿泊施設利用補助、貸付事業、福祉保険制度・アイリスプラン 共済掛金・負担金収納、（掛金免除）
年金相談 ☎073-423-6620	退職後の共済組合制度 *在職中の組合員のみならず、退職者もご相談いただけます。

所在地:〒640-8585(県庁専用番号) 和歌山市小松原通一丁目1番地 南別館6F 給与福利課内

〈 〉内は、県関係業務